

令和2年度 高齢福祉部事業計画（案）

二人同心会 高齢福祉部 目標

「人と人が心を合わせ、命の始まりから最期まで
その人らしい豊かで健やかな暮らしを支えます」

理念に基づき、高齢者の豊かな生活を支える施設の社会的役割を自覚し、その人らしい安心・安全な生活の維持。寄り添った心とむけケア。地域と共に住みよい街づくりに貢献する。

令和元年度の一部業績の低迷から脱し、令和2年度は収益の向上を目指していきます。

特別養護老人ホーム セ・ラ・ヴィ

（セ・ラ・ヴィ）

1. 運営・処遇方針等

利用者のその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように健全な環境の下、安全で安心な生活を送ることができるように適切な処遇を行う。また地域に親しまれ、地域福祉の向上にも参画し、開放された施設づくりをめざす。利用者に寄り添ったケアの実施と効率のよい業務の流れ、そして利用率の向上を視野に入れた運営を目指します。

利用率の目標

全体利用率 98%（特養 96%，ショート 100%）達成を目指す。

2. 事業内容（介護保険等事業）

①介護老人福祉施設 50名

②短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 10名

3. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、効率的な職員配置を行なうと共に職員の資質向上を図る。

4. 勤務体制等

職員の労働時間は週 40 時間、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

5. 利用料

介護保険法に基づき決定した額及び神戸市条例に定められた額。

6. 利用者処遇

（1）生活自立援助

利用者の処遇に関する計画（ケアプラン）を介護支援専門員を中心として本人

(家族)・相談員・介護士・看護師・管理栄養士・嘱託医師等と共に施設サービスの作成と、計画に基づいた適切な介護を実施し、ゆとりある豊かな自立的生活を送れるように援助する。

(2) 健康管理

ケアプランに基づいた計画に沿って利用者の健康状態を的確に把握し、嘱託医師や協力病院等の協力のもと、疾病の予防、早期発見治療に努める。

看護師・介護士・相談員の連携により、積極的に目的のある離床・生活空間の拡大・心身機能の低下を予防・口腔ケアからの健康維持と利用者の日々の生活から健康を維持する。

胸部X線レントゲン検診年1回、インフルエンザ予防接種（希望者）年1回

嘱託医による健康チェック（内科週1回、整形外科月2回、精神科月2回、歯科月随時）

(3) 食事

個々の栄養マネジメントを行い低栄養のリスクの軽減を図り、健康増進に努める。

厨房の清潔保持、調理者の衛生管理に留意して、食中毒の防止に万全を期す。

季節感のあるバラエティに富んだ食をとおして、豊かな食生活を提供する。

- ・嗜好を尊重
- ・行事食の充実
- ・献立の配慮
- ・調理形態の考慮
- ・選択食の導入等

(4) 安全対策

平素から火災発生の防止に万全を期し、防災関係設備、機器の整備点検を充分に行い、定期的に避難訓練、防災訓練を実施し、消防署・地域の協力を得て利用者の安全対策に努める。また、非常災害時においても最大限に利用者の安全の確保を図るとともに、地域の防災の拠点としての役割を担う。

(5) 環境整備

利用者の生活の場としてプライバシーの確保と、室温・換気・通気・採光等に注意し快適な生活空間の環境整備を図り、清潔でゆとりと潤いのある住空間の整備に努める。

7. 職員研修会議・連絡会等

法人内外の研修会、会議等に積極的に参加し職員の資質の向上を図る。また、行政等の介護保険制度説明会や、各団体の連絡会等に参加することにより制度を熟知し適切な事業の実施にあたる。

8. 行事

別表（1）のとおり

9. 広報誌の発行等

「うはらの風」季刊発行 年4回（ただし献立表は毎月発行）

ホームページの運営

10. その他

地域交流

- ・ 家族や地域からの要望に応え、夏祭り・敬老会等の行事を地域に開放し、又地元行事へ積極的に参加し、地域とその交流を深める。
- ・ ボランティア活動、各種研修活動の積極的受け入れや介護技術等研修の実習生を受け入れ、福祉人材育成に寄与する。

(訪問介護事業 セ・ラ・ヴィ/セラヴィ深江)

要支援・要介護状態の利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、自宅に訪問し「身体介護」「生活支援」を行います。

令和元年度の利用率の低迷の原因と目される、利用者の入院や施設入所等、早い段階での情報収集に努め新規利用者の獲得をいたします。

1. 事業内容と運営の方針

訪問介護 セ・ラ・ヴィとセラヴィ深江の2拠点に於いて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように訪問介護・介護予防訪問介護サービスと生活支援訪問サービスを提供する。

開設2年目となるセラヴィ深江はさらなる地域の居宅介護支援事業所の開拓に努める。

2. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、正職員・準職員（嘱託・パート職員等）の雇用の効率化を図る。

3. 職員研修及び会議

ヘルパー会議・施設研修など技術・資質の向上に努める。

社会福祉法人関連法規の習得に努める。

他研修・連絡会議は特養セ・ラ・ヴィに共通

4. 広報誌の発行等

特養セ・ラ・ヴィに共通

行事年間計画 (別表 1)

月	行事名	行事食	その他	毎月定例
4	花見会 食物レク「春」 スプリングコンサート	お花見弁当 郷土料理	設備点検 害虫駆除 浴槽レジオネラ検査	①読経の会 毎月3日 ②食事 行事食毎月1回 昼食 郷土料理毎月1回 昼食 お楽しみおやつ月2回 ③体重測定 毎月第1週 ④理美容サービス 毎月第2,3水曜日 ⑤ピアノと歌 毎月木曜日 ⑥リズム体操 毎月第4金曜 ⑦傾聴ボランティア 毎月第2木曜 ⑧縫物ボランティア 毎月第4金曜日 実習生受け入れ ・神戸薬科大学 ・介護労働安定センター
5	地車見学	お祭り弁住吉当 郷土料理	設備点検	
6	防災訓練 食物レク(外出)	あじさい弁当 郷土料理	設備点検 安全パトロール	
7	(交流会) 住吉公園保育所 七夕祭り行事	七夕行事食 郷土料理	設備点検 害虫駆除 居室網戸清掃	
8	食物レク「夏」 「空飛ぶ車いす」 (科学技術高校交流)	夏祭り行事食 郷土料理	消防設備点検 防災訓練 ワックス 浴槽レジオネラ検査	
9	敬老お祝い会 行事	敬老会行事食 郷土料理	※レントゲン検診 設備点検 大掃除 害虫駆除	
10	運動会 (交流会) 住吉公園保育所 ハロウィン	秋の行楽弁当 郷土料理	設備点検	
11	(交流会) ・住吉公園保育所焼芋 ・住吉小学校カレンダー 恒例・消防音楽隊 食物レク「秋」	秋の味覚メニュー 郷土料理	設備点検 害虫駆除 ※インフルエンザ 接種	
12	クリスマス会行事	クリスマスバイキング 郷土料理 年越しそば	設備点検 ワックス 窓ガラス・ペランダ 清掃	
1	新年お祝い会 初詣 書初め	おせち料理 七草粥 郷土料理	設備点検 防災訓練	
2	節分行事 食物レク「冬」鍋の会	節分巻き寿司 郷土料理	消防設備点検 害虫駆除	
3	ひな祭り	雛祭りちらし寿司 郷土料理	設備点検 防災訓練 ワックス	

東灘在宅福祉センター

敬愛と親切を基調とし、明るく気軽に所要のサービスが受けられることを基本方針とし、以下に掲げる居宅介護支援事業所、デイサービスセンター（東灘・住吉南町）及び地域包括支援センターを運営する。

（居宅介護支援事業所） えがおの窓口

要支援・要介護状態にある方が安心して住み慣れた地域で暮し続けることができるよう利用者の状態把握や分析を行いサービス担当者会議等を経て、良質なケアプランを作成すると共にケアプランに基づくサービスの提供が行われるように連絡調整をする。

法人内では在宅サービスの要として、各サービス事業所との連携を密にして利用者の満足を得られるよう調整を図っていきます。

「えがおの窓口」は指定居宅介護支援事業者

1. 運営・処遇方針

- (1) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止。利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類やサービス事業者が不当に偏ることのないように行う。
- (4) 事業運営にあたっては、神戸市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他保健医療サービス及び福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。
- (5) 事業所は自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- (6) 利用者の個人情報保護に厳守する。
- (7) 給付管理件数 160 件/月を目指す。

2. 事業内容（介護保険事業）

- ① 要介護（要支援）認定の申請や更新認定の申請手続きの代行
- ② 要介護認定のための訪問調査
- ③ 介護サービスなどに関する相談・説明
- ④ 特別養護老人ホームの入所申し込み
- ⑤ ケアプランの作成とサービス提供事業者との連絡調整、施設紹介等

※ 東灘在宅福祉センターの共通事項あり

(住吉南部あんしんすこやかセンター)

あんしんすこやかセンターは、社会福祉士、保健師または看護師、主任ケアマネジャー、地域支え合い推進員を配置し、それぞれの専門性を活かしながらチームアプローチによる高齢者の支援、地域づくりなどに取り組みます。

1. 運営・処遇方針

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、「公益性」「地域」「協働性」の視点に立ち公正で中立性の高い地域に密着した事業運営を行う。

2. 事業内容（介護保険等事業）

- ①高齢者の相談窓口
- ②要介護（要支援）認定申請の代行
- ③ケアプランの作成とサービス調整（介護予防ケアマネジメント）
- ④家族介護者への支援（介護リフレッシュ教室）
- ⑤高齢者の権利を守る（権利擁護支援）
- ⑥地域での支え合い活動の支援（地域支え合い活動推進事業）
- ⑦ケアマネジャーや関係機関との連携（包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ⑧認知症に関する取り組み
- ⑨地域との連携（民生委員・地域ケア会議・地域行事の参加・街づくり協議会等）

(東灘デイサービスセンター)

利用者に入浴・食事・機能訓練やレクリエーション等で一日を楽しんでいただき、社会的孤立感の解消や心身機能の維持を図りつつ、ご家族の負担軽減と共に、認知症の予防も図っていきます。

1. 運営・処遇方針

- (1) 通所介護・介護予防通所介護・介護予防通所サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況を踏まえて、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または予防に資するよう通所介護計画・介護予防通所介護計画を作成し、日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。
- (2) 介護計画の作成にあたっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者

の希望及び置かれている環境を踏まえ、その利用者の通所介護・介護予防通所介護の目的及び目標達成に必要なサービスを設定する。

- (3) 通所介護・介護予防通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業運営にあたっては、神戸市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービス等の提供者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 利用者数一日平均 28 人を目指す。

2. 事業内容（介護保険等事業）

通所介護・介護予防通所介護・介護予防通所サービス 1日あたり定数 40人

3. 処遇方針

(1) 利用者処遇

- ①利用者個々の身体上又は精神上の特性を的確に把握し、適切な個別相談を行うとともに、安全・安心、プライバシーに関し細心の配慮を心掛ける。
- ②行事・レクリエーション活動・趣味活動など様々な環境設定を行い、生活に充実感が持てるよう支援する。
- ③利用者と家族との関係を重視し、様々な形で連携を保つことで施設と家族が一体となり、個別処遇を展開するよう努める。

(2) 送迎サービス

- ①送迎コースの設定、曜日別の利用者の地域性、障害別等勘案した送迎計画を策定する。
- ②職員の添乗を確保し、利用者の安全を第一とする。

(3) 日常動作訓練

在宅老人の心身機能の回復及び低下防止・維持増進を図るため、機能訓練指導員によるリハビリテーションを実施する。

(4) 健康管理について

- ①常に利用者の健康状態について把握し、本人及び家族へ情報提供することにより健康保持に万全を期すと共に、利用者個々の健康管理を支援する。
- ②高齢福祉部の他の事業部門、協力病院、主治医、家族と常時密接な連携を保ち、突発的事故等の緊急時にも直ちに適切な対応ができるよう配慮する。

(5) 衛生管理

- ①食中毒、感染症等の発生予防に万全を期す。
- ②施設内の清掃を充分行い、清潔を保持する。

(6) 安全対策

- ①職員が防災上の役割を理解し、施設全体の防災意識の高揚を図る。
- ②避難・消火訓練等に積極的に参加し、迅速且つ適確に対処できるように努める。

- ③ 防災上必要な器具等の点検・整備を定期的に行い、常に正常な状態を保つよう努める。
- ④ 以上の他、非常災害等の発生にあたっては、セ・ラ・ヴィ及び関係機関との連携によりスムーズで的確な対応を行い、利用者の安全確保に万全を期す。

4. 行事

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
花見ドライブ	端午の節句 お出かけ	花の日週 間	七夕会	夏祭り	敬老お祝い会
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
運動会	もみじドライブ	お楽しみ会	初詣	節分	ひな祭り

5. その他

(1) 公的機関等との連絡について

- ①区役所保健福祉部や地域包括支援センターとの連絡調整をはかり適切な処遇を行う。
- ②神戸市老人福祉施設連盟、各施設との相互交流・情報交換を行い、処遇技術の向上を図る。
- ③東灘区地域ケアネットワーク会議、東灘区保健・医療関係・福祉連絡会議等への参加。

(2) 地域交流

- ①家族、地域からの要望に応え、夏祭り・敬老会等の行事を地域に開放すると共に、地元行事へも積極的に参加していく。
- ②ボランティア活動、各種研修活動や、介護技術習得等の実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に寄与する。

※ 東灘在宅福祉センターの共通事項あり

(住吉南町デイサービスセンター)

神戸市より指定を受け、地域密着型の小規模デイとして、生活圏域に密着したサービスを提供します。また、運営にあたっては運営推進会議の開催や、地域住民との交流も図りながら利用者の個々の希望に合わせたサービスの提供をいたします。利用者増を念頭に置き、居宅介護支援事業所との良好な関係の構築のため、居宅介護支援事業所等へ挨拶や連携の為にこまめに足を運びます。

1. 運営・処遇方針

- (1)～(4) 東灘在宅福祉センター(デイサービスセンター)に同じ

(5) 運営推進会議を設置し、概ね6月に1回開催する

(6) 利用者数 一日平均12人を目指す。

2. 事業内容（介護保険等事業）

地域密着型通所介護・介護予防通所介護・介護予防通所サービス 1日あたり定数18人以下

サービス提供時間：7～8 5～6時間の区分を選択実施する。

3. 職員配置体制

介護保険法の職員配置基準を遵守し、適正な職員を配置する。

4. 勤務体制等

職員の労働時間は週40時間、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

5. 処遇方針

(1)～(6) 東灘在宅福祉センター（デイサービスセンター）に同じ

6. 行事

4月	5月	6月	7月	8月	9月
花見会	遠足 母の日お祝い	父の日お祝い	七夕会	夏祭り	敬老お祝い会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
遠足 運動会	もみじ狩り ドライブ	クリスマス会	新年お祝い会 初詣	節分	ひな祭り会 花見

7. その他

(1) 公的機関等との連絡について

①区役所保健福祉部、地域包括支援センターの連絡調整をはかり適切な処遇を行う。

②神戸市老人福祉施設連盟、各施設との相互交流・情報交換を行い、処遇技術の向上を図る。

③東灘区地域ケアネットワーク会議、東灘区保健・医療・福祉連絡会議等への参加

※ 東灘在宅福祉センターの共通事項あり

【東灘在宅福祉センター・住吉南部あんしんすこやかセンター共通】

1. 職員配置体制

介護保険法等の職員配置基準を遵守し、適切な正職員、準職員（嘱託・パート等）を配置する。

2. 勤務体制等

職員の労働時間は週40時間、1ヶ月単位の変形労働時間制とする。

3. 利用料

介護保険法に基づき決定した額及び神戸市条例に定められた額。

4. 職員研修

- (1) 関係機関の開催する研修に積極的に参加し、成果を業務に反映させる。
- (2) 先進施設・関連施設の見学視察を積極的に行う。
- (3) 社会福祉関連法規の習得に努力する。
- (4) 職員体制の確立とチームワークの推進をはかる。
- (5) 「高齢者在宅福祉サービス事業評価基準」を活用し、より良いサービスを実施提供できるよう、積極的に検討改善していく。
- (6) 高齢福祉部の施設内研修・新人研修・外部研修報告会に参加する。

5. 広報誌の発行等

「うはらの風」季刊発行 年4回（ただし献立表は毎月発行）

「M a i n d」年2回発行

ホームページの運営。